

中央会の主な事業等活動予定（11月）

平成25年10月25日現在

月日	曜日	内 容	担当部署
■ 中小企業連携組織対策事業			
11/6	水	連携組織活性化研究会 対象：千葉県漬物工業協同組合	工業連携支援部 ☎ 043・306・2427
11/8	金	連携組織活性化研究会 対象：協同組合システムネット北千葉	商業連携支援部 ☎ 043・306・3284
11/13	水	新連携・経営革新促進事業（中小企業連携促進県大会） 対象：千葉県異業種交流融合化協議会、会員組合役職員等	経営支援部 ☎ 043・306・3282
11/16	土	組合新分野等開拓支援事業 対象：千葉県印刷工業組合	工業連携支援部
11/20	水	連携組織活性化研究会 対象：千葉県火災共済協同組合	工業連携支援部
11/13 11/20 11/27	水	組合後継者等育成事業（中小企業組合士養成講習会） 対象：会員組合役職員等	工業連携支援部
11/27	水	連携組織活性化研究会 対象：協同組合東金ショッピングセンター	商業連携支援部
11/27	水	創業・連携推進懇談会 対象：（長生・夷隅地区）市町村・商工会・商工会議所	設立相談室 ☎ 043・306・3285
■ 千葉県商店街若手リーダー養成事業			
11/6	水	ふさの国 商い未来塾（第9回） 対象：商店街若手リーダー等	商業連携支援部
11/20	水	ふさの国 商い未来塾（第10回、閉講式） 対象：商店街若手リーダー等	商業連携支援部
■ 団体等運営支援事業			
11/11	月	千葉県中小企業団体事務局責任者協会 意見・情報交換会	工業連携支援部
11/19	火	千葉県中小企業団体青年中央会 組合青年部千葉県大会	工業連携支援部
11/26	火	千葉県異業種交流融合化協議会 農業交流研究会	経営支援部
■ その他			
11/27	水	千葉県経済団体広報協議会交流会	総務部 ☎ 043・306・3281



千葉県中小企業団体中央会

平成26年 中小企業団体千葉県新春交流会

を下記のとおり開催します。

平成26年 1月24日（金） 15:00～17:30

会場 ホテルニューオータニ幕張 千葉市美浜区ひび野 2-120-3

本交流会は、中小企業組合活動に多大な功績を挙げられた方々をお祝い申し上げますとともに、新年に対する抱負等をご歓談いただき、会員皆様の相互交流を深めていただくために開催するものです。つきましては、会員皆さまに多数ご参加いただきたく、ご案内申し上げます。

◎お問合せは本会総務部まで（Tel 043-306-3281）

このコーナーでは、連携組織の活性化に意欲的に取り組む県内の組合事例等をご紹介します！

事業の概要

補助事業名	平成24年度組合後継者等育成事業（青年部研究会）			
対象組合等	船橋総合卸商業団地（協）			
	▼組合データ			
	理事長	飯ヶ谷 岐美夫	住所	船橋市高瀬町 62-2
	設立	昭和 52 年 12 月	業種	卸売業
	会員	28人（平成25年4月現在）		
テーマ	BCP（事業継続計画）を策定する			
担当部署	千葉県中小企業団体中央会 工業連携支援部（Tel 043-306-2427）			
専門家	齋藤塾危機管理勉強会 塾長 齋藤 實			

背景と活動の経過

船橋総合卸商業団地協同組合は、船橋市高瀬町にある卸売団地内にある協同組合で、平成23年3月の東日本大震災では、震度5強の地震による液状化の影響で、建物本体には被害はなかったものの、荷捌き場との間に段差が生じるとともに、下水が使用できなくなるなどの被害が発生した。

そこで、同組合青年部が発展改組した「船橋卸団地共同体」が、24年度に中央会の補助事業を受け、25年度は組合独自事業として、BCP策定に関して4回の研修会を開催したものである。

研修会は、小グループに分けてのワークショップを主体に行い、自ら考え、共に学ぶ内容とした。その概要は、次のとおりである。

★第1回（24年9月19日）

講演会…切迫する大震災への備え、今、私たちにできる減災対策
★第2回（24年10月18日）
ワークショップ

①東日本大震災を振り返り、新たな対策を講じたか

②大震災に備えた事前対策

③震災後、30分以内の行動を考える
★第3回（25年9月11日）
ワークショップテーマ

①モデルとなる企業の確定
②中核となる事業を考える

③事業活動に必要な資源の整理
④大震災時の被害状況の整理
⑤事業の復旧目標時間を考える

★第4回（25年10月9日）

ワークショップ
①事前対策を考える
②企業の資金繰りを考える

研修結果の概要

①BCP策定の必要性

BCP（business continuity plan・事業継続計画）とは、災害等が発生した場合、円滑に事業継続するため、限られた人員や資器材のなかで、どの業務を優先して行うか、いつまでに復旧するかなどを、事前に定めておく計画のことである。

東日本大震災の教訓として、多くの企業でBCPが機能しなかったといわれたが、今後は「想定外」では済まされない事態になってきている。

②BCP策定のポイント

BCP策定に当たっては、次の

③倒産させないこと
また、齋藤塾流「実践的なBCP策定のポイント」を示すと、次のとおりである。

①経営者は、どのような災害に見舞われても絶対に死なないこと
②お客様と従業員の安全を確保すること

③倒産させないこと
また、齋藤塾流「実践的なBCP策定のポイント」を示すと、次のとおりである。

○トップダウンで指示、多くの関係者が論議する
○まず、対策と目標を決める
○BCPはできるところから作成する

○はじめから完成版を求めない
○原則、1事項につき、A41枚
○シンプルで分かりやすいものにする

○BCP策定がスタート（訓練等を通じて検証・見直し）

③ワークショップによる討議
地震は、突然発生するもので、その発生場所や発生時間も異なるし、被害の規模も周辺の状況も分かりません。また、停電になり、連絡しようにも電話は使用できない状況になる。

このため、地震発生直後は、何よりも自らの安全を確保することが最優先となり、その後、お客様と従業員の安全確保と、建物や施

ワークショップの結果（第2回研修会）

課題	① 3.11 東日本大震災の振り返り	② 事前対策を考える	③ 震災後 30 分以内の行動を考える
A 班	1 家族と連絡を取り合う 2 防災用品の備蓄 3 従業員の対処の仕方 4 会社のデータの保存 5 ライフラインの確保	1 家族との連絡 2 防災用品の確保 3 従業員対策 4 避難場所の確保 5 会社のデータの保存	1 自分の身の確保 2 家族従業員の確認 3 メールの情報発信 4 情報収集（現状把握） 5 避難場所へ逃げる 6 食料・水の確保
B 班	1 従業員の安否確認 2 非常時対応順位を決める 3 情報を得る手段を考える 4 必要な備蓄を揃える 5 電源の確保	1 従業員の安否確認 2 災害時の避難場所の確認 3 現状最新の情報を得る 4 食料と燃料の確保 5 電気対策	1 安全な場所へ避難する（従業員の安否確認） 2 最新の情報を得る 3 安否確認 4 避難場所 5 食料の確保 6 安全な場所を確保（とどまるか、移動するか）
C 班	1 防災対策のマニュアル 2 安否確認 3 防災用品（水・食料・ガソリン等） 4 帰宅方法・避難場所のチェック 5 建物内・外のチェック・道路状況のチェック	1 防災用品のチェック 2 連絡の取り方 3 帰宅方法 4 防災マニュアル作成、確認 5 安全の確保	1 命を守る 2 状況の確認 3 社員・家族の安否確認 4 情報集め 5 対策の指示 6 安全確保

設備等の被害状況の把握の順に、行われる。事実、社長である対策本部長（または代行）が参集し、対策本部会議が開催されるまでには、少なくとも30分以上かかり、この30分の行動が明暗を分けるといっても過言ではない。そこで、参加者による討議で、地震発生後の30分以内の行動等について討議した。討議状況は次表のとおりである。

④ BCPの内容を具体的に検討

25年度に実施した2回の研修では、BCPを具体的に策定するため、モデルとなる企業規模・業種等を具体的に定め、災害時に優先する中核事業や復旧目標時間に加え、地震発生時の資金繰りについて検討した。

★モデル企業の概要

- 事務機器・文具等の卸売業
- 従業員 20名
- 売上 4億円
- 車両 12台
- 仕入先15社、納入先40社
- 直販比率 50%
- ★想定される災害の規模等
- 首都直下地震を想定、当地の震度6強
- 電気と通信は3日目に復旧
- 交通機関、道路等の復旧状況も検討

★災害時に優先する中核事業

- 事務用品、トナー等の配送
- 事務機器の保守

★復旧目標時間

- 当日・従業員の安否確認
- 3日目まで・従業員の確保、車両・ガソリンの確保、仕入れ先や配送先の状況確認、在庫の確認、商品調達、周辺の

道路状況の確認

- 4日目・配送業務開始
- ★平常時の毎月の資金繰り
- 売上げ 約2千5百万～4千万円
- 仕入れ 約1千7百万～3千万円
- 固定経費（人件費、車両、建物維持等）約700万円



研究会の様子

⑤ 必要となる事前対策

モデル企業における事前対策と資金繰り対策について、ワークショップでの討議結果は、次のとおりである。

★主な事前対策

- 緊急時の連絡先リストの作成
- 緊急時に必要な商品が納品できるような体制の整備
- 納品先の担当者リストの作成
- 必要な食糧・備品類の備蓄
- システムのバックアップ
- 従業員への事前対策の周知
- 金融機関との良好な関係
- ★資金繰り対策
- 地震発生月に約4000万円の資金が必要（復旧工事、在庫の損傷、売上金の未収等）
- 緊急資金の借入れ
- 借入金の返済猶予

事業の成果と今後の課題

2年度にわたる4回の研修の結果、地震への備えとしての事前対策の必要性が認識された。その結果、出来るところから必要な対策を実施したり、実情に即したBCP策定に取組まれている企業もある。今後は、各社の取組状況の交流を図るとともに、協同組合として組合員企業を支援するための「組合のBCP」の策定が望まれる。

（齋藤 實）

テーマ ものづくり

出西窯の価値に共感してもらえる都市消費者の開拓

企業組合出西窯

出西窯は、直営店となる情報発信・展示販売拠点施設の整備と国内有名服飾・生活雑貨メーカーとの取引を推進し、首都圏市場の開拓と自店舗での売上増加を達成した。

出西窯は、昭和30年6月に窯場の経営規模の適正化と事業の近代化による合理化を図るために組織化された組合である。もともとは昭和22年8月、斐川町出西の地において5人の青年と2人の賛助者の協力をもって創業している。企業組合の設立は、組合員の平等のもとでの法人形態を検討していた出西窯が島根県中央会や県等に相談して実現した。戦後まだ間もない創業期から、柳宗悦の提唱する民藝の思想や生き方に共鳴し、素朴で健康な美しい器だけでなく、暮らしの道具としてのものづくりに一

背景と目的

心に取り組み、全国の愛好者や幅広いファンに支持され続けている。また、出西窯は、一般的な陶芸品と同様に民芸店を中心に販売されてきたが、食器等の多様化や安価な外国製品の流入等が進み、売上も次第に低迷してきた。こうしたなか、出西窯のもつ思想や価値、魅力を感じてもらい、新たな売上を確保する取組みが必要とされていた。

事業・活動の内容

平成10年から出西窯の情報発信・展示販売の拠点施設となる「無自性館」の整備と首都圏の人気服飾・生活雑貨店である「BEAMS」との取引に取り組み、出西窯のコンセプトや価値観に共感してもらえる新たな都市消費者の開拓を進めている。

また、直営店舗となる無自性館を整備することにより、来訪者の

活動の成果

増加と売上の拡大が図られ、現在では売上全体の7割近くを占めるまで成長している。さらにBEAMSとの取引は、首都圏での出西窯の知名度を飛躍的に高めるきっかけとなり、新たな取引先の開拓や若い世代の顧客層の獲得にも貢献している。

平成24年3月には1億4,000万円超の売上を達成しており、組合の安定的な経営や新たな職人の確保育成等の多面的な効果をもたらしている。創業時より柳宗悦をはじめ河井寛次郎、浜田庄司、バーナードリーチ等の民藝の先駆者の教えをしっかりと守り、素朴で健康的な、使いやすい日常の食器を作り続けている。

こうした地道な取組みが、他の産地や商品とは異なるデザインや魅力を醸し出しており、今後一層

力強い陶器産地ブランドへの飛躍に期待が持たれている。



企業組合出西窯

住所：〒699-0612
島根県出雲市斐川町出西3368番地
設立：昭和30年6月
出資金：13,000千円
電話：0853-72-0239
URL：http://www.shussai.jp/
業種：窯業・土石製品製造業
会員：12人
組合専従者：12人

組合 Q & A

連記式投票制の矛盾

連記式無記名投票では、理事定数全員を連記させることが多
いが、主流派が全理事を占める
ことが可能ではないか

連記式無記名投票を採用してい
る組合で、選挙する役員数を全部
連記させている例をよく見かけま
す。

この方法だと、多数派が全役員
を占めることが可能になります。
例えば、組合員一〇人の組合が全
員出席の総会で五人の理事を選挙
するに、五名連記の投票をしたと
します。組合の中が、六対四に分
裂していて、六人の派閥が同じ五
人の名前を理事として投票用紙に
書きます。投票された五人の得票
数は、全員六票です。反対派の四
人がどんなに頑張っても、一人に
四票しか投票できません。

こうして、少数派は全敗し、多
数派が全理事を独占するというこ
とになるのです。
株式会社では、累積投票が可能

で、同じ人を何回も投票用紙に書
くことができます。五名連記の投
票用紙の投票用紙に、〇〇さんを
三回、△△さんを二回ずつ書くよ
うな投票の仕方を累積投票とい
います。これなら少数派閥からも役
員を送り込めます。

しかし、中小企業の組合では累
積投票は認められていません。当
選者一人の最高得票数が出席組合
員数以上になると一人一票の原則
に反するから、というのがその理
由です。

累積投票がだめだとすれば、選
挙する人数すべてを連記させる連
記式無記名投票は民主的ではない
ことになります。

基本的に「選挙」によって役員
を選ぶことにしたのは、少数派か
らも役員を出せるように配慮した
からです。全人数を連記すると、
この趣旨に反する可能性があるわ
けです。

この問題は、連記の人数を抑え
ることで解決します。派閥構成比
に応じて決めるのがよいと考えま
す。

派閥が六対四に分かれていて、
五人の理事を選ぶとすれば、二一
三名連記がよいのではないでしょ

うか。

もし、四名以上の連記にすると、
多数派の六人が同じ四名を書け
ば、五人の理事のうち四人を確実
に多数派が占めることができます。

机上の空論に過ぎないと笑われ
るかも知れませんが、理論上はあ
り得ないことはありません。で
すから連記式無記名投票は選出人
数全部を連記するのは不合理だと
いうことになります。

あくまでも、派閥が勢力争いを
している組合の場合ですから、派
閥のない組合では、選出する人数
を全部書いても問題はありませ

ポイント

★全数連記は、多数派が全理事を
占める可能性がある

★組合では累積投票が認められて
いない

中小企業組合理事のための Q & A

「清水透著・2010年5月25日（新訂）
第1版第1刷発行」より転載。

● ◎ご購入のお申込み等、図書について
の詳細は全国中小企業団体中央会の
ホームページをご参照下さい。（トッ
プページ▽中央会の出版刊行物）

組合士検定にチャレンジ!!

Q. 組合員、登記、届出に関す
る正誤問題です。

【第1問】 組合は、定款の定め
により組合員に経費を賦課する
ことができる。

【第2問】 組合員が組合に支払
う「賦課金」及び「使用料・手
数料」は、組合員が組合に対し
て有する債権との相殺が可能で
ある。

【第3問】 組合員は、総組合員
の10分の1以上の同意を得て、
組合に対して会計帳簿等の閲
覧・謄写請求ができる。

《解答》【第1問】○【第2問】
×（組合員の方からの相殺が可
能なのは、使用料・手数料で、
賦課金については相殺が禁止さ
れている。経費は組合事業遂行
上の財源として必要なもので、
相殺を認めると事業が実施でき
なくなるおそれがあるからであ
る。）【第3問】×（会計帳簿の
閲覧・謄写請求は、総組合員の
3/100（定款で下回る割合
を設定することは可能）以上の
同意を得て組合員が行使できる
権利である。）

テーマ 交通事故被害車両修理の高精度化による修理受注件数の拡大

千葉県自動車車体整備協同組合 組合員企業 株式会社ビッグワンオート

本会では、「中小企業新事業活動促進法」に基づく中小企業者の「経営革新」への挑戦、取り組みを支援しています。

このコーナーでは、本会の会員団体の中から、自社の創意と熱意が込められた「経営革新計画」の策定にチャレンジし、千葉県知事から承認された企業事例をご紹介します。

経営革新計画とは？

「経営革新計画」とは、「中小企業新事業活動促進法」に基づき、中小企業者が作成する、新商品の開発や新たなサービス展開などの取り組みと具体的な数値目標を含んだ3年から5年の「ビジネスプラン」のことです。この計画を千葉県に申請して承認を受けると、政府系金融機関の低利融資、信用保証の特例、特許関係料金減免等の他、ちば中小企業元気づくり助成事業（市場開拓助成／新商品・新技術・特産品等開発助成）の対象となります。

申請のくややくわい

当社は、自動車鍍金塗装等を手掛ける「有

限会社木更津鍍金工業所」として昭和42年に事業をスタートし、以来40年以上にわたって、地元木更津を中心に内房、安房を商圏として事業を展開してきました。

現在、創業以来の事業である自動車鍍金塗装に加え、自動車整備（修理を含む。以下同じ）、カーリース、故障車等の牽引など、自動車関連の事業を幅広く展開するに至っています。このうち、自動車整備（当社売上の約50%）及び鍍金塗装（同約45%）が当社の中核事業となっています。

当社としては、当社の中心的事業である自動車整備の分野で新たな取り組みを展開して、経営の向上を図りたいと考えています。

テーマ及び内容は？

1. テーマ

▽交通事故被害車両修理の高精度化による修理受注件数の拡大

2. 計画期間

▽平成23年10月～平成27年6月（4年計画）

3. 内容

▽損保代理店を悩ませている被害車両修理を

積極的に受注していくことで、自動車修理の受注件数を大きく伸ばすことができる。考えた当社は、敢えて被害車両修理を積極的に受注することを計画しました。

新たな取り組みの特徴は？

顧客対応の難しい被害車両修理分野にあえて挑戦することで、経営の向上を図ることにしました。この分野における地域トップの地位獲得を狙います。

被害車両修理を積極的に、数多く受注していくためには、被害車両保有者からの「言い掛かり」を如何にして封じ込めるかがポイントになります。そこで当社は、

- ①当社における事故車修理のさらなる高精度化
- ②修理過程と仕上がりに関する客観的資料の作成及び提示

に取り組むことを計画しました。

修理の仕上がりに対する被害車両保有者からのクレームは、加害者側損害保険会社に対する不信感から生じる感覚的なものであることがほとんどです。当社における事故車修理の高精度化を進めるとともに、一連の修理過

程と仕上がりについて記録した客観的資料を提示することにより、被害車両保有者が抱く「仕上がり具合の悪さ」が実は感覚的なものでしかないことを被害車両保有者自身に認識させることで、言い掛かりに等しいクレームを排除することができます。具体的な取り組み内容は、次のとおりです。

1) フレーム修正工程の機械化による自動車修理精度の高度化

現在、当社の事故車修理におけるフレーム修正作業は、他社よりも精度が高いとの評価を得ていますが、熟練工の勘による調整と計測の繰り返しによっているため、精度の客観性に欠けています。この工程をフレーム修正機によって機械化することで、更に精度の高い調整と計測によるフレーム修正が可能となるとともに、調整値、計測値等について、機械計測による客観的データを取得することができます。

2) 修理過程と仕上がりに関する客観的資料の作成及び提示

機械計測による調整値、計測値等の客観的データとあわせ、修理過程の写真や作業内容の説明を付した資料を作成し、被害車両保有者及び損保代理店に提示します。言い掛かりに等しいクレームに対しては、「これ以上を望みでしたら、どうぞ新車をお求め下さい」と切り返すことができます。

今後の事業展開は？

フレーム修正機の導入と同機械装置の運転

等に係るエンジニアの育成により実施体制を整備します。これにより、1台当たり8時間程度を要していたフレーム修正作業を2時間に短縮することができますので、コスト縮減効果も大いに期待できます。

当社の新たな取り組みについて、取引先である損保代理店に強力にアピールし、被害車両修理を積極的に受注していきます。当社は、取引先損保代理店からの厚い支持を獲得できていること、同業他社が受注に消極的であること、フレーム修正機の導入により当社の受注キャパシティが向上することから、受注件数の拡大は間違いありません。既存取引先からの受注件数の伸びをデータ化し、それを営業資料として新規取引先となる損保代理店を開拓していきます。

フレーム修正作業の機械化により熟練工の負担が軽減されますので、半熟練工、未熟練工の育成に当たられます。エンジニア間での技術継承を促進することにより、重要な経営資源である人材の強化を図ります。

社長さんの一言

巷は、アベノミクスの影響で好景気のようにですが、自動車車体整備業界は、保険料率の改訂、事故件数の減少等、逆風は止まりません。自社の得意分野を見出し、営業の軸足を何処に置くかを十分考えなければいけません。マイナスをプラスに変えて、業界内に影響力を持つ企業へと皆さんとともに成長していきたいです。



企業プロフィール

団体名：千葉県自動車車体整備協同組合
 企業名：株式会社ビッグワンオート
 代表者：大里光夫
 所在地：木更津市高柳3194-1
 電話番号：0438-41-0001
 資本金：10,000千円
 従業員数：31名
 業種：自動車整備事業
 E-mail：-
 U R L：-
 承認年月日：平成23年9月30日
 支援機関：千葉県中小企業団体中央会

中央会から

◎新たな「顧客の創造」に向け、経営革新支援制度を是非ご活用ください。ご相談は、本会経営支援部へ。

043-306-3282



(当社外観)

情報連絡員報告を中心とした

県内の中小企業動向

平成25年9月期

情報連絡員50名 回答数50名

全体概要
【前月からの動き】

※下記の数字は情報連絡員からの回答数を表します。

（「好転(上昇、増加)」、「不変」、「減少(悪化、低下)」の3択回答のうち、「不変」を除く「好転」又は「減少」の回答数）

前月比

- ▶製造業では、売上高において「増加した」業種は2から5に増加。「減少した」業種は11から5に減少。
- ▶非製造業では、売上高において「増加した」業種は12から9に減少。「減少した」業種は11から9に減少。
- ▶業界の景況では、「好転した」業種は4から3に減少。「悪化した」業種は8から12に増加。

前年同月比

- ▶製造業では、売上高において「増加した」業種は3から6に増加。「減少した」業種は7から8に増加。
- ▶非製造業では、売上高において「増加した」業種は8から10に増加。「減少した」業種は8のまま変化なし。
- ▶業界の景況では、「好転した」業種は5から8に増加。「悪化した」業種は9から11に増加。

製造業

豆腐製造

【県内全域】

原材料の15%程度の値上げがあり、年内に売価へ転嫁したい。業界動向は、光熱費等のコストが増えている。これまでは売価を据え置いてきたが、業界をあげて年内の値上げを呼びかけている。

酒類製造

【県内全域】

業務用（飲食店等）販売が高温の影響もあり、低迷。家庭用も低調。コスト増を価格に転嫁できず収益悪化。組合の事業活動は、清酒需要期を控え、PRイベントを10月以降開催。

製材

【木更津】

9月も南用材の入港が1船だけであった。ロシア材の入港なし。入船数は前年同月と変わらないが、各荷主とも在庫を控え、支出の圧縮に取り組んでいる。

印刷

【県内全域】

9月の県内印刷企業受注売上は8月より若干増加しましたが、前年と比較すると減少したままである。組合員各社は8月の夏季休暇に続き、9月も2度に亘る3連休等で稼働日が少なく、漸くプラスに転じた状況である。

電気鍍金

【県内全域】

各種報道等によると、景気上昇等の報道がされているが、当業界での毎月の景況調査を実施しているが、平均の数値は前月よりマイナス8%であった。これから消費税等の3%増で景気の先行きは不透明になってくる。

鉄工

【千葉】

2020年東京オリンピックの開催が決定し、先行きに対する明るさも出始めムードは良くなっている。現状は、着実に好転していると言いつい難い状況にあることから、自律回復に向けた期待感だけが高まっている。

機械部品製造

【野田】

受注が少し上向いてきた状況。政策の影響が少しあるかの様子。

機械部品製造

【流山】

電気料金が高くなり、中小製造業の収益に大きなダメージがあり死活問題である。早急に電気料金が安くなるよう対策を講じてほしい。今の景況で消費税が増税された場合には、影響が大きすぎるので、増税を延期してほしい。

機械部品製造

【柏】

医工連携の動きが各県地域で増えている。

【金属製品製造**【船橋**

お盆休暇により、流れ仕事は低調、連休関連の仕事は多少受注があったものの、総合的に伸び悩み。

【採石**【県内全域**

上半期の実績は前年度比52%で、今後も前年度並みの回復は厳しい。経済の好況について、燃油の値上がりを経営悪化に拍車がかかっている状況である。

【土砂採取**【県内全域**

全体的には、先月比では概ね変わらない。しかし、若干であるが動きのない地域でも、設備操業度が上昇してきたとの報告もある。

非製造業**【総合卸売****【千葉県・東京都**

【鶏卵卸】鶏数調整により価格高騰（最大で30%）業務用は契約で一定の利幅は確保されているが、一般家庭の需要は減少傾向。

【建築材料卸売**【県内全域**

東北と東京が活況を呈しているが、千葉は西部・中央地区の一部に大型物件があるもののその他は回復感はない。戸建・マンションとも9月末の消費税駆け込み契約が想定されるが、実需回復は東京等とかなりの差がある。総体的にはまだら模様といえる。人手が東

北・東京に取られ、千葉は開発決定物件の工事遅延が目立つ。生コン値上は浸透しつつあるが、セメント値上は未だ迫力が無い。現在でも現場人手不足のおり、オリンピック需要に対応できるか懸念の向きもある。

【自動車解体**【県内全域**

廃車発生台数は低いレベルにある。スクラップ単価の上昇は、一段落ち、上げ下げの細かい動きが続いている。

【小売**【茂原**

地方では、アベノミクス効果は以前としてない。都会では好景気とされているようだが、追い風はない。

【小売**【柏**

業種によっては好転の兆しが見えてくるものもあるが、全体的にはあまり変化は見られない。業界動向は、仕入れ価格の上昇が一部に見られる。

【電気機器小売**【県内全域**

全体として各店の売上にはばらつきがあり、確実に伸びているとは言えないが、雰囲気として好転している感じがする。量販店も売上が伸びずに、苦戦している模様。9月の中旬までエアコンは例年に

なく売れた。

【青果小売**【千葉**

台風、天気等の影響で更に相場が上昇。そのため、販売価格も上がり、数字的には増加した。しかし、収益の面では昨年より悪化した店が増えている。

【中古車仕入・販売**【県内全域**

小売は厳しい状況が続いている。タマ不足の感はあるものの、相場の上昇は見られない。輸出は依然として好調で、外国人バイヤーも増えている。

【小売**【東金**

残暑が続く、秋物の動きが鈍かった。ファッション関連品は、秋物への購買意欲がないため、売上減。食品関係も円安影響での値上げ等の動きがあり、品薄、価格上昇。日用品関連は、目立った新商品もなく低調が続いている。

【小売**【野田**

2020年東京オリンピックの開催が決定し、明るい話題が提供された。この開催がもたらす経済効果が、景気回復への足がかりになることを期待している。

【小売・サービス**【柏**

残暑、天候不順が影響し全体的に売上は伸び悩み、一部飲食で伸

びた店舗が出ているが物販はどれも苦戦を強いられた。

【建設揚重**【県内全域**

前月の稼働率を継続している。

【遊覧船**【鴨川**

徐々に客数は戻ってきているが、未だ震災前の90%にはなっていない。

【一般廃棄物処理**【千葉**

ここ3〜4ヶ月において、前年同月比、前月比共に状況が悪化するものがなくなった。上期を終え、今年度は安定した状況であるため下期も引き続き、現状を保つていければと考えている。

【ソフトウエア**【県内全域**

景況感は、回復しているとは言いがけないが悪くはなっていないようである。

【建設**【県内全域**

当連合会加入組合員の受注は、13,896百万円であった。これは前月比でマイナス871百万円の減少。前年同月比では3,084百万円の増加であった。

【輸出入**【県内全域**

景況の変化は、9月は前月比は減少したが、前年同月比は増加し、前年に比較すると少し景況感がよくなった。

千葉県最低賃金改定のお知らせ

千葉県内の事業所で働くすべての労働者（パート、アルバイト等を含む。）及び、その使用者に適用される千葉県最低賃金（地域別最低賃金）が次のように改定されました。

平成25年10月18日から
時間額 777円
(従来の756円から21円引上げ)

使用者は、この額より低い賃金で労働者を使用することはできません。仮に、この額より低い賃金を定めていても、法律により無効とされ、最低賃金と同額の定めをしたものとみなされます。

- ・この最低賃金額には、精皆勤手当、通勤手当、家族手当、時間外勤務手当、休日出勤手当、深夜勤務手当、賞与及び臨時の賃金は含まれません。
- ・月給制・日給制の場合は、時間額に換算して比較します。
- ・最低賃金は、原則として県内で働くすべての労働者に適用されますが、精神又は身体の障害により著しく労働能力の低い者等については、使用者が労働局長の許可を受けることにより、最低賃金の減額の特例が認められております。
- ・「千葉県最低賃金」の他に、業種により定められている「特定最低賃金」が適用される場合がありますので、御注意ください。
- ・「経営労務改善相談センター」（千葉県最低賃金総合相談支援センター）におきまして、経営課題及び労務管理についての無料相談を受け付けておりますので、御利用下さい。
(☎043-222-0500)

※最低賃金の詳しい内容につきましては、
千葉労働局労働基準部賃金室（☎043-221-2328）又は最寄の労働基準監督署
にお問い合わせください。

※24時間テレフォンサービス（☎043-221-4700）

確定申告にかかる記帳・帳簿等の 保存制度の対象者が拡大されます

事業所得等を有する白色申告の方に対する現行の記帳・帳簿等の保存制度について、平成26年1月から対象となる方が拡大されます。

※現行の保存制度の対象者は、白色申告の方のうち、前々年分あるいは前年分の事業所得等の金額の合計額が300万円を超える方ですが、平成26年1月からは、事業所得等を有する全ての方が帳簿の記帳及び保存制度の対象となります。

記帳・帳簿等保存制度の内容について

1) 対象となる方

事業所得（農業・営業所得等）、不動産所得又は山林所得を生ずべき業務を行う全ての方

2) 記帳する内容

売上などの収入金額、仕入れや経費に関する事項について、取引の年月日、売上先・仕入先その他の相手方の名称・金額・日々の売上げ・仕入れ・経費の金額等を帳簿に記載します。

なお、記帳に当たっては、一つ一つの取引ごとではなく日々の合計金額をまとめて記載するなど、簡易な方法で記載してもよいことになっています。

3) 帳簿等の保存

収入金額や必要経費を記載した帳簿のほか、取引に伴って作成した帳簿や受け取った請求書・領収書などの書類を保存する必要があります。

【帳簿・書類の保存期間】

保存が必要なもの		保存期間
帳簿	収入金額や必要経費を記載した帳簿（法定帳簿）	7年
	業務に関して作成した上記以外の帳簿（任意帳簿）	5年
書類	決算に関して作成した棚卸表その他の書類	5年
	業務に関して作成し、又は受領した請求書、納品書、送り状、領収書などの書類	

記帳説明会のご案内

税務署では、新たに記帳を行う方や記帳の仕方がわからない方のために、記帳・帳簿等の保存制度の概要や記帳の仕方等を説明する「記帳説明会」を実施しています。

記帳・帳簿等の保存制度の詳細や「記帳説明会」等のご案内については、国税庁ホームページ (<http://www.nta.go.jp>) の「個人で事業を行っている方の帳簿の記載・記録の保存について」をご覧ください。最寄りの税務署にお電話いただき、自動音声にしたがって「2」を選択後、所得税担当までお問い合わせください。

第65回中小企業団体

全国大会開催

全国中小企業団体中央会と滋賀県中小企業団体中央会は、10月24日（木）、「滋賀県立芸術劇場びわ湖ホール」において、第65回中小企業団体全国大会を開催した。

今大会は、「つながる絆、ひろがる未来」をキャッチフレーズに、全国から中小企業団体の代表者等2千2百名が参集した。わが国の中小企業、日本経済の復興とともに、組合の絆をさらに深め、組合等連携組織の復興を図るため、中小企業が直面する諸課題解決と今後の方向性について決議した。

【大会の目的】

わが国経済は、東日本大震災からの本格復興や電力供給などの長期的な課題を抱えながらも、経済対策や金融政策を背景に回復への期待が高まりつつある。

こうした中、地域の経済を担い、経済活動を通して地域の雇用と暮らしを支える中小企業は、真にその使命を果たすべく、組合の絆を最大限に発揮し、経営の持続的発展を図らなければならない。

ここに、組合組織の発展に向けた不断の努力を決意し、中小企業の復興に必要とする施策の実現を図ることを目的に、第65回中小企業団体全国大会を開催する。

【大会内容】

第一部

表彰式

優良組合・組合功労者・中央会優秀専従者等

第二部

祝辞

議事（議案審議・意見発表・決議）
大会宣言

【決議事項】

《Ⅰ. 実感ある景気回復と経済成長の実現》

1. デフレ脱却のための成長戦略の具現化
2. 東日本大震災からの復興の継続支援の拡充
3. 原発事故克服への対応
4. 中小・小規模企業の連携・組織化支援政策の強化
5. 中小企業団体中央会の支援体制の強化・拡充
6. 公正な競争環境の整備
7. 官公需対策の強化

8. 海外展開支援・TPPへの的確な対応

《Ⅱ. 中小企業の活力強化》

1. 中小企業金融機能の拡充と成長戦略を具現化する金融支援の強化
2. 設備投資の促進等中小企業関係税制の拡充
3. 消費税引上げ実施に向けた万全な対策の実施
4. 商店街等及び中小小売商業の活性化支援の拡充
5. 中小流通業・サービス業振興対策の強化
6. 社会保障制度の見直し
7. 中小企業の実態を踏まえた労働・教育対策の推進

なお、大会の席上、千葉県からは次の方々表彰された。

- 【優良組合】▽千葉県資源リサイクル事業協同組合連合会
(理事長 飯田 俊夫)
- 【組合功労者】▽日暮 秀一
(千葉県印刷工業組合 代表理事)



表彰（組合功労者）



表彰（優良組合）



第65回中小企業団体全国大会

平成26年 中小企業団体千葉県新春交流会 開催のお知らせ

本会は、平成26年の新春を迎えるにあたり、中小企業団体千葉県新春交流会を下記のとおり開催する運びとなりました。

本交流会は、中小企業組合活動に多大な功績を挙げられた方々をお祝い申し上げますとともに、新年に対する抱負等をご欲談いただき、会員皆様の相互交流を深めていただくために開催するものです。つきましては、会員皆様に多数ご参加いただきたく、ご案内申し上げます。

- 開催日時 平成26年1月24日
(金) 午後3時～午後5時30分
- 開催場所 ホテルニューオータニ 二幕張2階「鶴」
千葉市美浜区ひび野2・120・3
- ☎043・297・7777
- 参加費 お一人 5,000円
- 問い合わせ 本会総務部
☎043・306・3281

「一日中小企業庁 in ちば」 開催のお知らせ

中小企業庁では、千葉県、関東

経済産業局などとともに、「一日中小企業庁 in ちば」を開催します。

中小企業庁からの施策紹介をはじめ、地域資源活用による新事業創出や海外展開をテーマにした中小企業との意見交換等も予定されています。

さらに、地元弁護士会や支援機関にご協力いただき、中小企業からの多岐にわたる相談にお答えする「一日中小企業相談室」を併設します。

中小企業支援機関などの関係者も一堂に会する貴重な機会となっております。中小企業者の方々はもちろん、中小企業施策に関心のある方はどなたでも参加できます。

詳しくは、以下サイトをご覧ください。
本会までお申込み下さい。

<http://www.1daysmeai.jp/chiba/>

消費税転嫁対策窓口相談等事業 に係る個別相談窓口設置事業 及び専門家派遣事業の実施に ついて

平成26年4月1日に予定される消費税率の引上げに際し、消費税を円滑かつ適正に転嫁できるかどうかは、事業を行う方々にとって最大の懸念事項の一つです。

このため、本会では、現在政府において検討されており、消費税率の二段階にわたる引上げに県内中小企業が円滑に対応することを目指すことを目的に、消費税転嫁対策窓口相談等事業を実施致します。

本事業は本会担当職員が随時ご相談をお受けするほか、特定日を決めて専門家が直接ご相談をお受けする「個別相談窓口設置事業」と、地理的条件・日程等により講習会への参加や相談窓口での相談ができない場合、あるいは転嫁・表示カルテル等、特別に専門家の個別指導を受けることを希望する中小企業組合等を対象とした「専門家派遣事業」がございます。

つきましては、是非多くの方々、が本事業をご活用下さいますようお願い申し上げます。

- 個別相談窓口設置事業
- (1) 中央会職員の受付時間
平日 午前8時30分～午後5時
- (2) 専門家相談

- 11月7日(木)、11月12日(火)、11月19日(火)、11月26日(火)、11月29日(金)、12月4日(水)、12月6日(金)、12月12日(木)、12月17日(火)、1月15日(水)、1月22日(水)、1月30日(木)

2月4日(火)、2月7日(金)、2月12日(水)、2月19日(水)
専門家相談の時間帯は14時～17時です。

□問い合わせ 本会商業連携支援部
☎043・306・3284

創業補助金 第三回募集のお知らせ

9月19日から創業補助金の第3回募集が開始されました。

創業補助金についてはこれまでに2回の募集を行い、認定支援機関の皆様のご協力の下、約2,500件の独創的な取組を行おうとする創業者等に対する支援を決定してまいりました。

第3回の募集については、創業者の事業計画に応じて柔軟かつ適時に対応するため、3か月程度の長期の募集期間とし、募集期間中に複数回の審査・採択を設ける形で実施することとしております。

■募集期間■
受付期間：平成25年9月19日(木)～12月24日(火) [必着]

【第3回公募について】
<http://www.chushometi.go.jp/keiei/sogyo/2013/130919Chiki.htm>